

資料2-9浮遊粒子状物質測定結果(平成21年度)

市町名	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が $\geq 0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $\geq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最大値	環境基準の長期的評価		○:達成 ×:未達成
						時間	割合%	日	割合%		日平均値の2%除外値	日平均値が $\geq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	
			(日)	(時間)	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	時間	割合%	日	割合%	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )		
桑名市	桑名上野浄水場	住	363	8714	0.023	5	0.1	1	0.3	0.562	0.058	無	○
	(自)国道258号桑名	準工	362	8728	0.024	5	0.1	1	0.3	0.547	0.049	無	○
いなべ市	大安中学校	住	365	8725	0.019	7	0.1	1	0.3	0.538	0.048	無	○
川越町	川越南小学校	住	361	8679	0.020	8	0.1	1	0.3	0.484	0.050	無	○
四日市市	機津	住	355	8543	0.023	6	0.1	1	0.3	0.522	0.055	無	○
	四日市商業	住	349	8454	0.019	5	0.1	1	0.3	0.427	0.046	無	○
	四日市南	住	343	8355	0.021	6	0.1	1	0.3	0.586	0.046	無	○
	三浜小学校	住	353	8532	0.021	4	0.0	0	0.0	0.291	0.048	無	○
	北星高校	住	352	8514	0.021	5	0.1	0	0.0	0.350	0.050	無	○
	西朝明中学校	未	353	8515	0.019	5	0.1	1	0.3	0.473	0.049	無	○
	楠	住	353	8507	0.013	5	0.1	0	0.0	0.420	0.030	無	○
	(自)納屋	商	353	8537	0.024	7	0.1	0	0.0	0.609	0.052	無	○
	(自)東名阪	未	355	8545	0.020	5	0.1	1	0.3	0.404	0.047	無	○
(自)北消防署	住	353	8521	0.023	5	0.1	1	0.3	0.440	0.051	無	○	
鈴鹿市	鈴鹿算所保育所	住	364	8719	0.022	7	0.1	1	0.3	0.422	0.052	無	○
	(自)国道23号鈴鹿	商	360	8689	0.023	7	0.1	1	0.3	0.395	0.059	無	○
亀山市	亀山みなみ保育園	住	363	8702	0.018	8	0.1	1	0.3	0.477	0.045	無	○
	(自)国道25号亀山	未	354	8526	0.023	6	0.1	1	0.3	0.428	0.057	無	○
津市	津西が丘小学校	住	365	8717	0.021	7	0.1	1	0.3	0.414	0.048	無	○
	久居立成小学校	住	364	8703	0.022	9	0.1	1	0.3	0.579	0.055	無	○
松阪市	松阪第五小学校	住	365	8719	0.021	8	0.1	1	0.3	0.415	0.049	無	○
	(自)国道23号松阪曽原	未	365	8724	0.022	8	0.1	1	0.3	0.464	0.051	無	○
伊勢市	伊勢厚生中学校	住	365	8723	0.021	8	0.1	1	0.3	0.399	0.048	無	○
鳥羽市	鳥羽高校	住	364	8728	0.022	8	0.1	1	0.3	0.458	0.045	無	○
伊賀市	伊賀緑ヶ丘中学校	住	365	8719	0.019	8	0.1	1	0.3	0.589	0.044	無	○
名張市	名張小学校	住	364	8718	0.015	9	0.1	1	0.3	0.574	0.036	無	○
尾鷲市	尾鷲県職員公舎	未	362	8711	0.017	7	0.1	1	0.3	0.337	0.038	無	○
熊野市	熊野木本中学校	未	364	8729	0.016	7	0.1	1	0.3	0.305	0.037	無	○

注1. 測定方法: ベータ( $\beta$ )線吸収法

注2. 環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して行います。

但し、日平均値が $\geq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いを行わないで評価します。

注3. 環境基準は1時間値の1日平均値が $\geq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、且つ、1時間値が $\geq 0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

注4. (自)国道258号桑名、(自)東名阪、(自)納屋、(自)国道23号鈴鹿、(自)国道25号亀山、(自)国道23号三雲は自動車排ガス測定局です。